

雇用保険の基本手当(失業給付)を受給される皆さまへ

雇用保険の基本手当日額が変更になります ～令和5年8月1日から～

賃金日額・基本手当日額の変更について

雇用保険では、離職者の「賃金日額」※¹に基づいて「基本手当日額」※²を算定しています。賃金日額については上限額と下限額を設定しており、「毎月勤労統計」の平均定期給与額の増減により、その額を変更します。

これに伴い、基本手当日額の算定基準が変わり、支給額が変更になる場合があります。対象になる方には、令和5年8月1日以降の認定日にお返りする受給資格者証に新「基本手当日額」を印字して、お知らせします。

※¹ 離職した日の直前の6か月に毎月決まって支払われた賃金から算出した金額。「雇用保険受給資格者証」(第1面)の14欄に記載されています。

※² 失業給付の1日当たりの金額。「雇用保険受給資格者証」(第1面)の19欄に記載されています。年齢区分などによって計算方法が異なります。詳しくは、裏面をご覧ください。

◆年齢区分に応じた賃金日額・基本手当日額の上限額

離職時の年齢	賃金日額の上限額(円)		基本手当日額の上限額(円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後(前年度増減)
29歳以下	13,670	13,890	6,835	6,945(+110)
30～44歳	15,190	15,430	7,595	7,715(+120)
45～59歳	16,710	16,980	8,355	8,490(+135)
60～64歳	15,950	16,210	7,177	7,294(+117)

【例】

29歳で賃金日額が17,000円の方は、上限額(13,890円)が適用されますので、令和5年8月1日以降分の基本手当日額(1日当たりの支給額)は、6,945円となります。

◆賃金日額・基本手当日額の下限額

年齢	賃金日額の下限額(円)		基本手当日額の下限額(円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後(前年度増減)
全年齢	2,657	2,746	2,125	2,196(+71)

○基本手当日額の下限額は、年齢に関係なく、2,196円になります。



○基本手当日額の計算方法

賃金日額 (w円)	給付率	基本手当日額 (y円)
◆離職時の年齢が 29 歳以下(※1)		
2,746 円以上 5,110 円未満	80%	2,196 円～4,087 円
5,110 円以上 12,580 円以下	80%～50%	4,088 円～6,290 円 (※2)
12,580 円超 13,890 円以下	50%	6,290 円～6,945 円
13,890 円(上限額) 超	—	6,945 円(上限額)
◆離職時の年齢が 30～44 歳		
2,746 円以上 5,110 円未満	80%	2,196 円～4,087 円
5,110 円以上 12,580 円以下	80%～50%	4,088 円～6,290 円 (※2)
12,580 円超 15,430 円以下	50%	6,290 円～7,715 円
15,430 円(上限額) 超	—	7,715 円(上限額)
◆離職時の年齢が 45～59 歳		
2,746 円以上 5,110 円未満	80%	2,196 円～4,087 円
5,110 円以上 12,580 円以下	80%～50%	4,088 円～6,290 円 (※2)
12,580 円超 16,980 円以下	50%	6,290 円～8,490 円
16,980 円(上限額) 超	—	8,490 円(上限額)
◆離職時の年齢が 60～64 歳		
2,746 円以上 5,110 円未満	80%	2,196 円～4,087 円
5,110 円以上 11,300 円以下	80%～45%	4,088 円～5,085 円 (※3)
11,300 円超 16,210 円以下	45%	5,085 円～7,294 円
16,210 円(上限額) 超	—	7,294 円(上限額)

※1 離職時の年齢が65歳以上の方が高年齢求職者給付金を受給する場合も、この表を適用します。

※2 $y=0.8w-0.3\{(w-5,110)/7,470\}w$

※3 $y=0.8w-0.35\{(w-5,110)/6,190\}w$, $y=0.05w+4,520$ のいずれか低い方の額

就業促進手当の上限額について

就業促進手当(就業手当、再就職手当、就業促進定着手当、常用就職支度手当)の算定における上限額については、下表の通りになります。

◆就業手当の1日当たり支給額(基本手当日額の30%)の上限額

年齢	変更前(円)	変更後(前年度増減)(円)
59歳以下	1,857	1,887 (+30)
60～64歳	1,501	1,525 (+24)

◆再就職手当・就業促進定着手当・常用就職支度手当の算定における基本手当日額の上限額

年齢	変更前(円)	変更後(前年度増減)(円)
59歳以下	6,190	6,290 (+100)
60～64歳	5,004	5,085 (+81)

の受給者の皆さまへ

令和5年8月1日から支給限度額が変更になります。
皆さまへの給付額が変わる場合があります。

毎月勤労統計の平均定期給与額の増減をもとに、上記給付の支給限度額も変更になります。

高年齢雇用継続給付(令和5年8月1日以後の支給対象期間から変更)

- **支給限度額** 364,595円 → 370,452円

支給対象月に支払いを受けた賃金の額が支給限度額(370,452円)以上であるときには、高年齢雇用継続給付は支給されません。

また、支給対象月に支払いを受けた賃金額と高年齢雇用継続給付として算定された額の合計が支給限度額を超えるときは、 $370,452円 - (\text{支給対象月に支払われた賃金額})$ が支給額となります。

- **最低限度額** 2,125円 → 2,196円

高年齢雇用継続給付として算定された額がこの額を超えない場合は、支給されません。

- **60歳到達時等の賃金月額**

上限額 478,500円 → 486,300円

下限額 79,710円 → 82,380円

60歳到達時の賃金が上限額超(下限額未満)の方については、賃金日額ではなく、上限額(下限額)を用いて支給額を算定します。

介護休業給付

- **支給限度額** 上限額 335,871円 → 341,298円

出生時育児休業給付

- **支給限度額** 上限額(支給率67%) 289,466円

育児休業給付

- **支給限度額** 上限額(支給率67%) 305,319円 → 310,143円
上限額(支給率50%) 227,850円 → 231,450円

